

2018年 輸出統計品目表新旧対照表

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
03.01		魚（生きているものに限る。）			03.01		魚（生きているものに限る。）		
0301.11		[略]			0301.11		[同左]		
0301.19		[略]			0301.19		[同左]		
		－その他の魚（生きているものに限る。）					－その他の魚（生きているものに限る。）		
0301.91		[略]			0301.91		[同左]		
0301.95		－その他のもの			0301.95		－その他のもの		
0301.99	100 1	－－たい（たい科のもの）	KG		0301.99	100 1	－－たい（たい科のもの）	KG	
		[削除]				200 3	－－こい	KG	
	900 3	－－－その他のもの	KG			900 3	－－－その他のもの	KG	
03.02		[略]			03.02		[同左]		
03.08					03.08				
[略]					[同左]				
29.01		[略]			29.01		[同左]		
29.21		[略]			29.21		[同左]		
29.22		酸素官能のアミノ化合物			29.22		酸素官能のアミノ化合物		
		－アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩					－アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		
2922.11		[略]			2922.11		[同左]		
2922.16					2922.16				
2922.17	000 5	－メチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン	KG		2922.17		－メチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン		
						100 0	－－メチルジエタノールアミン	KG	
						200 2	－－エチルジエタノールアミン	KG	
2922.18		[略]			2922.18		[同左]		
2922.19	000 3	－－その他のもの	KG		2922.19		－－その他のもの		
						300 2	－－－トリエタノールアミンの塩	KG	
						900 0	－－－その他のもの	KG	
2922.21		[略]			2922.21		[同左]		
2922.50		[略]			2922.50		[同左]		
29.23		[略]			29.23		[同左]		
29.42					29.42				
[略]					[同左]				
37.01		[略]			37.01		[同左]		
37.02		感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）			37.02		感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）		

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3702.10 ゝ 3702.44		[略]			3702.10 ゝ 3702.44		[同左]		
3702.52 ゝ 3702.54 3702.55	000 3	ーその他のフィルム（カラー写真 用のもの（ポリクローム）に限 る。）	SM	M	3702.52 ゝ 3702.54 3702.55		ーその他のフィルム（カラー写真 用のもの（ポリクローム）に限 る。）		
		ー幅が16ミリメートルを超え35 ミリメートル以下で、長さが 30メートルを超えるもの					ー幅が16ミリメートルを超え35 ミリメートル以下で、長さが 30メートルを超えるもの		
3702.56 ゝ 3702.98 37.03 ゝ 37.07 [略]		[略]			3702.56 ゝ 3702.98 37.03 ゝ 37.07 [同左]	100 5 900 0	ー映画用のもの ーその他のもの	SM SM	M M
38.01 ゝ 38.07 38.08		[略]			38.01 ゝ 38.07 38.08		[同左]		
3808.52 ゝ 3808.69		殺虫剤、殺鼠 ^そ 剤、殺菌剤、除草剤、 発芽抑制剤、植物生長調整剤、消 毒剤その他これらに類する物品(小 売用の形状若しくは包装にし、製 剤にし又は製品にしたもの（例え ば、硫黄を含ませた帯、芯及びろ うそく並びにはえ取り紙）に限る。）			3808.52 ゝ 3808.69		[同左]		
3808.91	000 0	ー殺虫剤		KG	3808.91	100 2 900 4	ーその他のもの ー殺虫剤 ー有機りん系のもの ーその他のもの		KG KG
3808.92 ゝ 3808.99 38.09 ゝ 38.24 38.25		[略]			3808.92 ゝ 3808.99 38.09 ゝ 38.24 38.25		[同左]		
3825.10	000 5	化学工業（類似の工業を含む。）に おいて生ずる残留物（他の項に該 当するものを除く。）、都市廃棄物、 下水汚泥及びこの類の注6のその 他の廃棄物 ー都市廃棄物		KG	3825.10	100 0 900 2	化学工業（類似の工業を含む。）に おいて生ずる残留物（他の項に該 当するものを除く。）、都市廃棄物、 下水汚泥及びこの類の注6のその 他の廃棄物 ー都市廃棄物 ー第16部の物品（家庭用のもの に限る。）の都市廃棄物 ーその他のもの		KG KG

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3825.20 ゝ 3825.90 38.26 [略]		[略] [略]			3825.20 ゝ 3825.90 38.26 [同左]		[同左] [同左]		
44.01 ゝ 44.17 44.18		[略] 木製建具及び建築用木工品（セル ラーウッドパネル、組み合わせた 床用パネル及びこけら板を含む。）			44.01 ゝ 44.17 44.18		[同左] 木製建具及び建築用木工品（セル ラーウッドパネル、組み合わせた 床用パネル及びこけら板を含む。）		
4418.10 ゝ 4418.79		[略]			4418.10 ゝ 4418.79		[同左]		
4418.91 4418.99		－その他のもの [略]			4418.91 4418.99		－その他のもの [同左]		
	100 6	－－その他のもの		KG		000 4	－－その他のもの		KG
	900 1	－－構造用集成材		KG					
		－－その他のもの		KG					
44.19		木製の食卓用品及び台所用品 －竹製のもの			44.19		木製の食卓用品及び台所用品 －竹製のもの		
4419.11	000 6	－製パン用の板、まな板その他 これらに類する板		KG	4419.11		－製パン用の板、まな板その他 これらに類する板		
						010 2	－漆塗りのもの		KG
						090 5	－その他のもの		KG
4419.12 ゝ 4419.90 44.20 44.21 [略]		[略] [略] [略]			4419.12 ゝ 4419.90 44.20 44.21 [同左]		[同左] [同左] [同左]		
50.01 50.02 50.03 5003.00		[略] [略]			50.01 50.02 50.03 5003.00		[同左] [同左]		
	000 4	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸 くず及び反毛した繊維を含む。）		KG			絹のくず（繰糸に適しない繭、糸 くず及び反毛した繊維を含む。） －カード及びコームのいずれもし てないもの		
						110 2	－くず繭		KG
						190 5	－その他のもの		KG
						900 1	－その他のもの		KG
50.04 ゝ 50.07 [略]		[略]			50.04 ゝ 50.07 [同左]		[同左]		
53.01 ゝ 53.07 53.08		[略]			53.01 ゝ 53.07 53.08		[同左]		
5308.10 5308.20 5308.90		その他の植物性紡織用繊維の糸及 び紙糸 [略] [略]			5308.10 5308.20 5308.90		その他の植物性紡織用繊維の糸及 び紙糸 [同左] [同左]		
	020 3	－その他のもの		KG		020 3	－その他のもの		KG
	090 3	－紙糸		KG			－紙糸		
		－その他のもの		KG			－その他のもの		

新(2018年)						旧(2017年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位			統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II					I	II	
53.09		[略]				091	4	――ラミー糸			KG
53.10		[略]				092	5	――その他のもの			KG
53.11								[同左]			
5311.00	000	4 その他の植物性紡織用繊維の織物 及び紙糸の織物	SM	KG		5311.00		その他の植物性紡織用繊維の織物 及び紙糸の織物			
							100	6 ーラミー織物	SM	KG	
							900	1 ーその他の織物	SM	KG	
[略]						[同左]					
60.01		[略]				60.01		[同左]			
60.02		メリヤス編物及びクロセ編物（幅 が30センチメートル以下で、弾性 糸又はゴム糸の重量が全重量の5 %以上のものに限るものとし、第 60.01項のものを除く。）				60.02		メリヤス編物及びクロセ編物（幅 が30センチメートル以下で、弾性 糸又はゴム糸の重量が全重量の5 %以上のものに限るものとし、第 60.01項のものを除く。）			
6002.40		ー弾性糸の重量が全重量の5%以 上のもの（ゴム糸を含まないも のに限る。）				6002.40		ー弾性糸の重量が全重量の5%以 上のもの（ゴム糸を含まないも のに限る。）			
		[削除]					100	5 ー綿製のもの	SM	KG	
		ー合成繊維製のもの						ー合成繊維製のもの			
	210	3 ーーたてメリヤスのもの	SM	KG			210	3 ーーたてメリヤスのもの	SM	KG	
	290	6 ーーその他のもの	SM	KG			290	6 ーーその他のもの	SM	KG	
	900	0 ーーその他の紡織用繊維製のもの	SM	KG			900	0 ーーその他の紡織用繊維製のもの	SM	KG	
6002.90	000	2 ーその他のもの	SM	KG		6002.90		ーその他のもの			
							100	4 ー綿製のもの	SM	KG	
							200	6 ー合成繊維製のもの	SM	KG	
							900	6 ーーその他の紡織用繊維製のもの	SM	KG	
60.03		[略]				60.03		[同左]			
60.04		メリヤス編物及びクロセ編物（幅 が30センチメートルを超え、弾性 糸又はゴム糸の重量が全重量の5 %以上のものに限るものとし、第 60.01項のものを除く。）				60.04		メリヤス編物及びクロセ編物（幅 が30センチメートルを超え、弾性 糸又はゴム糸の重量が全重量の5 %以上のものに限るものとし、第 60.01項のものを除く。）			
6004.10		[略]				6004.10		[同左]			
6004.90	000	5 ーその他のもの	SM	KG		6004.90		ーその他のもの			
							100	0 ー綿製のもの	SM	KG	
							400	6 ー人造繊維製のもの	SM	KG	
							900	2 ーーその他の紡織用繊維製のもの	SM	KG	
60.05		[略]				60.05		[同左]			
60.06		[略]				60.06		[同左]			
[略]						[同左]					
61.01		[略]				61.01		[同左]			
61.05						61.05					
61.06		女子用のブラウス、シャツ及びシ ャツブラウス（メリヤス編み又は クロセ編みのものに限る。）				61.06		女子用のブラウス、シャツ及びシ ャツブラウス（メリヤス編み又は クロセ編みのものに限る。）			
6106.10	000	0 ー綿製のもの	NO	KG		6106.10		ー綿製のもの			
							100	2 ーーブラウス、シャツブラウス、 オープンシャツ、ポロシャツ その他これらに類するもの	NO	KG	
							900	4 ーーその他のもの	NO	KG	
6106.20		[略]				6106.20		[同左]			
6106.90		[略]				6106.90		[同左]			

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
61.07 ゝ 61.17 [略]		[略]			61.07 ゝ 61.17 [同左]		[同左]		
62.01 ゝ 62.13 62.14		[略]			62.01 ゝ 62.13 62.14		[同左]		
6214.10	000	1 ショール、スカーフ、マフラー、 マンティーラ、パールその他これ らに類する製品 ー絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG	6214.10		ー絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG
						100 900	3 5 ースカーフ ーその他のもの	NO NO	KG KG
6214.20 ゝ 6214.90		[略]			6214.20 ゝ 6214.90		[同左]		
62.15 ゝ 62.17 [略]		[略]			62.15 ゝ 62.17 [同左]		[同左]		
68.01 ゝ 68.14 68.15		[略]			68.01 ゝ 68.14 68.15		[同左]		
6815.10	000	3 石その他の鉱物性材料の製品（炭 素繊維及びその製品並びに泥炭製 品を含むものとし、他の項に該当 するものを除く。） ー黒鉛その他の炭素の製品（電気 用品を除く。）		KG	6815.10		石その他の鉱物性材料の製品（炭 素繊維及びその製品並びに泥炭製 品を含むものとし、他の項に該当 するものを除く。） ー黒鉛その他の炭素の製品（電気 用品を除く。）		KG
						100 900	5 0 ー炭素れんが ーその他の製品		KG KG
6815.20 ゝ 6815.99		[略]			6815.20 ゝ 6815.99		[同左]		
73.01 ゝ 73.07 73.08		[略]			73.01 ゝ 73.07 73.08		[同左]		
7308.10		構造物及びその部分品（鉄鋼製の ものに限る。例えば、橋、橋げた、 水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、 戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シ ャッター、手すり及び柱。第 94.06項のプレハブ建築物を除 く。）並びに構造物用に加工した鉄 鋼製の板、棒、型材、管その他こ れらに類する物品		KG	7308.10		構造物及びその部分品（鉄鋼製の ものに限る。例えば、橋、橋げた、 水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、 戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シ ャッター、手すり及び柱。第 94.06項のプレハブ建築物を除 く。）並びに構造物用に加工した鉄 鋼製の板、棒、型材、管その他こ れらに類する物品		KG
7308.20	000	1 ー塔及び格子柱			7308.20		ー塔及び格子柱		KG
						100 900	3 5 ー鉄塔及びその部分品 ーその他のもの		KG KG
7308.30 ゝ 7308.90		[略]			7308.30 ゝ 7308.90		[同左]		

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
73.09 ゝ 73.26 [略]		[略]			73.09 ゝ 73.26 [同左]		[同左]		
84.01 ゝ 84.06 84.07		[略]			84.01 ゝ 84.06 84.07		[同左]		
8407.10 ゝ 8407.29		[略]			8407.10 ゝ 8407.29		[同左]		
8407.31 8407.32	000 3	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。） [略] ーピストン式往復動機関（第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。） ーシリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの	NO	KG	8407.31 8407.32		[同左] ーシリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの		
						100 5	ーモーターサイクル用のもの	NO	KG
						900 0	ーその他のもの	NO	KG
8407.33 8407.34	000 1	[略] ーシリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの	NO	KG	8407.33 8407.34		[同左] ーシリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの		
						100 3	ーモーターサイクル用のもの	NO	KG
						900 5	ーその他のもの	NO	KG
8407.90 84.08 ゝ 84.14 84.15		[略]			8407.90 84.08 ゝ 84.14 84.15		[同左]		
8415.10	000 2	[略] エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。） ー窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）	NO		8415.10		[同左] エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。） ー窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）		
						100 4	ー小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		NO
						900 6	ーその他のもの		NO
8415.20 ゝ 8415.90 84.16 ゝ 84.42 84.43		[略]			8415.20 ゝ 8415.90 84.16 ゝ 84.42 84.43		[同左]		
		[略]					[同左]		
		印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品					印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品		

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8443.11 ゝ 8443.19		[略] [略] ーその他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）			8443.11 ゝ 8443.19		[同左] [同左] ーその他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）		
8443.31	000 2	ー印刷、複写又はファクシミリ		NO	8443.31		ー印刷、複写又はファクシミリ		
		<u>送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）</u>					<u>送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）</u>		
						100 4	ーファクシミリ送信の機能を有するもの（フラットベッドスキャナを有しないものに限る。）		NO
						900 6	ーその他のもの		NO
8443.32 ゝ 8443.99 84.44		[略]			8443.32 ゝ 8443.99 84.44		[同左]		
8444.00	000 3	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	NO	KG	8444.00		人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機		
						100 5	ー紡糸機	NO	KG
84.45		紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第84.46項又は第84.47項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械			84.45	900 0	ーその他のもの	NO	KG
		ー紡績準備機械							
8445.11		[略]			8445.11		[同左]		
8445.12		[略]			8445.12		[同左]		
8445.13	000 2	ー練条機及び粗紡機	NO	KG	8445.13		ー練条機及び粗紡機		
						100 4	ー綿用のもの	NO	KG
						900 6	ーその他のもの	NO	KG
8445.19 ゝ 8445.90 84.46 ゝ 84.59 84.60		[略] [略] [略] 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーマットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）			8445.19 ゝ 8445.90 84.46 ゝ 84.59 84.60		[同左] [同左] [同左] 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーマットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）		
		[略]					[同左]		
8460.12 8460.19		[略] [略] ーその他の研削盤			8460.12 8460.19		[同左] [同左] ーその他の研削盤		

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8460.22		[略]			8460.22		[同左]		
8460.23		[略]			8460.23		[同左]		
8460.24		――その他のもの（数値制御式の ものに限る。）			8460.24	000 3	――その他のもの（数値制御式の ものに限る。）	NO	KG
	100 5	――内面研削盤	NO	KG					
	900 0	――その他のもの	NO	KG					
8460.29		――その他のもの			8460.29		――その他のもの		
	100 0	――円筒研削盤（芯無し式のも のを除く。）	NO	KG		100 0	――円筒研削盤（芯無し式のも のを除く。）	NO	KG
		[削除]				200 2	――内面研削盤（芯無し式のも のを除く。）	NO	KG
		[削除]				300 4	――芯無し研削盤	NO	KG
	900 2	――その他のもの	NO	KG		900 2	――その他のもの	NO	KG
		[略]					[同左]		
8460.31		[略]			8460.31		[同左]		
8460.90		[略]			8460.90		[同左]		
84.61		[略]			84.61		[同左]		
84.87		[略]			84.87		[同左]		
[略]					[同左]				
85.01		[略]			85.01		[同左]		
85.39					85.39				
85.40		熱電子管、冷陰極管及び光電管（例 えば、真空式のもの、蒸気又はガ スを封入したもの、水銀整流管、 陰極線管及びテレビジョン用撮像 管）			85.40		熱電子管、冷陰極管及び光電管（例 えば、真空式のもの、蒸気又はガ スを封入したもの、水銀整流管、 陰極線管及びテレビジョン用撮像 管）		
		[略]					[同左]		
8540.11		[略]			8540.11		[同左]		
8540.60		－マイクロ波管（例えば、磁電管、 クライストロン、進行波管及び カルシノトロン。格子制御式の ものを除く。）			8540.60		－マイクロ波管（例えば、磁電管、 クライストロン、進行波管及び カルシノトロン。格子制御式の ものを除く。）		
8540.71	000 6	――磁電管	NO		8540.71		――磁電管		
						100 1	――マイクロ波オープン用のも の	NO	
						900 3	――その他のもの	NO	
8540.79		[略]			8540.79		[同左]		
8540.99		[略]			8540.99		[同左]		
85.41		[略]			85.41		[同左]		
85.48		[略]			85.48		[同左]		
[略]					[同左]				
87.01		[略]			87.01		[同左]		
87.07					87.07				
87.08		部分品及び附属品（第87.01項から 第87.05項までの自動車のものに 限る。）			87.08		部分品及び附属品（第87.01項から 第87.05項までの自動車のものに 限る。）		

新(2018年)					旧(2017年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8708.10 ゝ 8708.80	100 1	[略]			8708.10 ゝ 8708.80	100 1	[同左]		
8708.91 ゝ 8708.95 8708.99		－その他の部分品及び附属品			8708.91 ゝ 8708.95 8708.99		－その他の部分品及び附属品		
		[略]					[同左]		
		－－その他のもの －－車輪式トラクターのもの [削除]					－－その他のもの －－車輪式トラクターのもの －－無限軌道式トラクターのもの		
87.09 ゝ 87.16	900 3	－－その他のもの		KG	87.09 ゝ 87.16	900 3	の －－その他のもの		KG
[略]		[略]			[同左]		[同左]		
94.01 ゝ 94.04 94.05	200 5	[略]			94.01 ゝ 94.04 94.05	210 1	[同左]		
9405.10 ゝ 9405.30 9405.40		ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）			9405.10 ゝ 9405.30 9405.40		ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		
		[略]					[同左]		
		－電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。） －卑金属製のもの					－電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。） －卑金属製のもの		
9405.50 ゝ 9405.99 94.06	900 5	－－その他のもの		KG	9405.50 ゝ 9405.99 94.06	900 5	－－その他のもの		KG
		[略]					[同左]		
		[略]					[同左]		